

西太平洋を米軍と共同防衛する自衛隊

安保法制とガイドライン再改定を考える

大内 要三（日本ジャーナリスト会議会員）

2015年5月16日 練馬・文化の会総会記念講演の記録



この3月に就役したヘリ空母「いずも」は248メートル、19500トン：防衛省・自衛隊HPより

西太平洋を米軍と共同防衛する自衛隊

——安保法制とガイドライン再改定を考える

大内 要三（日本ジャーナリスト会議会員）

昨日、「安保法制整備」の諸法案が国会に提出されました。「平和安全法案」などと名乗っていますが、戦争法案、自衛隊が海外で戦争ができるようにするための法案であることは明らかです。今日はこれらの法案を読み解くために、その背景説明、自衛隊と米軍の協力関係などお話をいたします。

1. いま自衛隊は何をしているか

3月25日、海上自衛隊で「いずも」という船が就役しました。長さ248メートル、旧海軍の戦艦「大和」に十数メートル足りませんが、巨大な軍艦（自衛隊は軍隊ではないことになっているので、公式には護衛艦という）です。一見航空母艦に見えるのは甲板上にほとんど何もなからで、この広い甲板をヘリコプターの発着場にします。巨大なエレベーターがありまして、甲板のへりを艦内の格納庫にしまえる。最大14機のへりを載せます。ですから「いずも」のような船は「ヘリ空母」と呼ばれます。

いまF35Bという戦闘機を日米他の共同で開発中で、2月に米国のアリゾナで試験飛行をしました。ほぼ垂直に離発着ができる戦闘機です。これが完成しますと、本格的な航空母艦でない「いずも」からも戦闘機が離発着できることとなります。ただし、いまのところ自衛隊にはF35Bを導入する具体的な予定はありません。

巨大な「いずも」を何に使うのか。3月25日に中谷防衛大臣は記者会見で次のように説明しました。「海上自衛隊のみならず、航空自衛隊や陸上自衛隊の装備、また、司令部要員など多数乗り込んで、合同的な行動ができる。そのための中心的な司令艦、司令のための船になるような機能も備わっております」。陸海空自衛隊が協力して作戦行動をするときの司令部となる能力のある船だということです。海外での戦争での指揮所能力を持つ船。どこから見ても「専守防衛」のためのものではないと思います。

1300億円かけて作った「いずも」型ヘリ空母は、いま同じ型の船をもう1隻建造中です。

次は水陸両用作戦について。1月26日からカリフォルニアのペンドルトン基地で、日米共同演習「アイアンフィスト」が実施されました。近いうちに「水陸両用団」つまり日本版海兵隊になる、佐世保の西部普通科連隊などが参加しました。

この演習では、まず顔を黒く塗ってゴムボートに乗った潜入要員が上陸します。海岸に敵がないことを確認すると合図をして、水陸両用車に乗った本隊が海岸に上陸・布陣します。写真を見ますと倒れている兵もありますから、交戦して戦死者が出ることも想定した演習です。防衛省の発表ではこのような演習は「離島奪還」演習だということですが、やはり敵地潜入・上

陸作戦の演習だと思います。

なお自衛隊が 52 両導入することになった、アイアンフィスト演習でも使った水陸両用車 AAV-7 は、兵が乗ったまま海から陸に上がれるものですが、新兵器でも何でもなくて、米国では 1971 年から、韓国でも 80 年代から使っています。

次はジブチの自衛隊基地について。2009 年、アフリカのジブチ共和国に自衛隊が造った海賊対策の拠点ですが、駐留期間を延長し続けて、いまも 600 人の自衛官が常駐して、恒久基地となっています。ここは米軍基地、フランス軍基地に隣接していますから、たとえばミサイル攻撃などを受けた時には、米軍・フランス軍と共同対処することになるのではないのでしょうか。

海賊対処の多国籍連合任務部隊 CTF151 は各参加国軍の任務分担を決めていますから、事実上の共同統一司令部です。今月末から伊藤弘海将補が CTF151 の司令官に就任します。自衛隊はまた南スーダンに PKO 部隊を派遣していますから、中東・アフリカでの役割は確固としたものになっており、中東有事対処でも期待されているのではないのでしょうか。

もうひとつ、在外邦人輸送訓練についてお話しします。

2 月 9 日からタイのウタパオ基地で行われた多国籍共同訓練「コブラゴールド」の一環として、自衛隊は現地の日本人を C130 輸送機で運ぶ訓練をしました。外務省の担当官が国籍を確認し、自衛官が荷物・身体検査をして、外国籍の者やテロリストの潜入を防ぎます。ただ、この輸送機には 92 人しか乗れませんから効率的ではありませんし、有事には軍用機は攻撃対象になりますから、かえって危険ではないかと思います。だいたい日本の民間人がまるごと敵視されて生命・身体の危険を感じるような事態とは、どんな状態でしょうか。

なお現在、自衛隊には海外でテロリストに拘束された民間人を救出できる能力のある部隊はありません。

以上 4 件、いま自衛隊がやっていることの例をご紹介しました。日米が共同して海外で戦争をするための準備ととられても仕方のないことだと思います。ただし強調しておかなければならないのは、それは自衛隊が海外で戦争をしたがっていることを意味するのではない、ということです。海外派兵をするかどうかを決めるのは政治の判断であって、自衛隊を海外で使おうとしている人々が問題だということです。



米海兵隊のオスプレイを使用した患者搬送訓練



米海兵隊 AAV 大隊との共同訓練



上陸し警戒する隊員



米海兵隊との火力調整

2. 日米共同作戦体制は強化された

4月27日、岸田外相・中谷防衛相・ケリー国務長官・カーター国防長官の4者会談＝日米安全保障協議委員会で、「日米防衛協力のための指針」が締結されました。「指針」は英語ではガイドライン、2回目の改定ですから、ここでは旧ガイドライン（1978年）、新ガイドライン（1997年）に続く「第3次ガイドライン」と呼びます。

ガイドラインは事実上、日米安保条約よりも上にある日米の軍事協力取り決めなのに、条約ではないため国会での承認は必要ありません。また正文は英語で、日本語で発表されたものは「外務省仮訳」にすぎません。新ガイドラインが発表されたとき、外務省仮訳が意図的誤訳で安全性を強調しているのではないかと、私たちは西沢優さんを中心に『超明快訳日米新ガイドライン』という本をまとめました。今回は意図的誤訳というよりも翻訳の努力を放棄したかのような、カタカナのままの部分が目立ちます。ただし以下の引用では、便宜的に外務省仮訳を使うことにします。

ガイドラインを締結する最大の目的は、日米共同作戦計画の作成、つまり戦争の台本作りです。1978年旧ガイドラインに沿って、日本有事の日米共同作戦計画（OPLAN5051）と、中東有事日本波及時の日米共同作戦計画（OPLAN5053）が作成されました。作成されたことは国会で政府が認めましたが、中身は秘密です。1997年新ガイドラインに沿って、朝鮮有事の日米共同作戦計画（OPLAN5055）が作成されました。作成されたことを在日米軍司令官は認めましたが、日本政府は認めていません。

共同作戦計画は、開戦のXデー前後を含めた具体的な物資・兵員の動き方が記された膨大な別紙が付く文書です。これが共同演習を経てアップデートされていくのは、演劇や映画の台本が稽古で書き直されていくのに似ています。そして作戦計画は有事にはそのまま作戦命令になります。台本があり、何度も稽古をしているからこそ、本番でもスムーズに動けるのです。

第3次ガイドラインに沿って作られる新しい日米共同作戦計画は、どのようなものか。少し後で述べますが、「アジア太平洋地域」あるいは「西太平洋地域」を対象とする共同作戦計画ではないでしょうか。

ガイドラインを締結するもうひとつの大きな目的は戦争実施のための日米連絡協議機関を設立することです。第3次ガイドラインでは「同盟調整メカニズム」と名付けられています。これについても後に述べます。

第3次ガイドラインで強調されているのは、「切れ目のない対応」です。英語ではシームレス。第IV章に「日米両政府は、日本に対する武力攻撃を伴わない時の状況を含め、平時から緊急事態までのいかなる段階においても、切れ目のない形で、日本の平和及び安全を確保するための措置をとる」とあります。「いかなる段階においても」ですから、平時・グレーゾーン・周辺事態・武力攻撃事態と段階が上がっていく、あるいは推移していく中でも、「切れ目なく」共同対応するということです。これは米軍のデフコン（警戒・待機・戦争準備態勢）が5段階であるのと合わせる必要があるからかもしれません。

では、日本が武力攻撃を受けたとき、自衛隊と米軍はどのように協力するのか。第3次ガイドラインには、「自衛隊は、日本及びその周辺海空域並びに海空域の接近経路における防勢作戦を主体的に実施する。米軍は、日本を防衛するため、自衛隊を支援し及び補完する。」とあ

ります。硬い表現ですが、要するに日本を守るのは自衛隊が自分であるのが基本、ということです。ここで問題なのは日本領だけでなく「周辺海空域並びに海空域の接近経路」を含めてになっており、「周辺」はどこまでか、「接近経路」がどこまでか、不明確なことです。いくらでも恣意的に広げることが可能ではないでしょうか。

話題になったのは尖閣諸島の防衛です。マスコミは、尖閣も共同防衛すると米国が約束した、と報道しました。しかし第3次ガイドラインに「尖閣」の文字は一度も出て来ないのです。ガイドライン締結時の共同発表の中で、「同（尖閣）諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対する」とあるだけです。共同対処ではなく「反対」とは、いかにも軽い表現です。

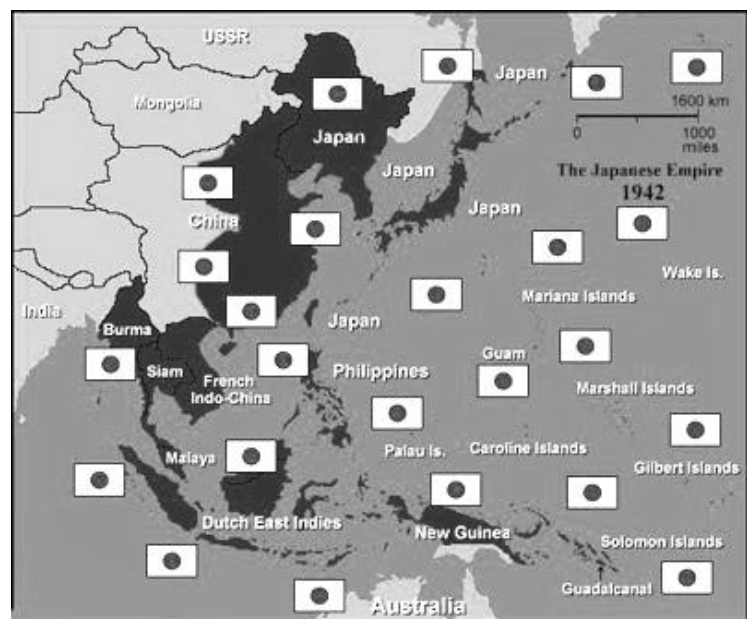
そして、先ほど触れた日米共同作戦の地理的範囲の問題です。第3次ガイドラインには「アジア太平洋地域及びこれを越えた地域」とあります。どこまで、という限定がありませんから、世界中どこまででも、と読むことが可能です。しかし「アジア太平洋地域」でいったん区切っているということは、ここがメインだと言っているわけですね。では「アジア太平洋地域」とはどこか。これは、自衛隊と日常的に協議している米太平洋軍の担当地域のうち、ハワイ以西、つまり西太平洋と見るのが妥当ではないでしょうか。

西太平洋となると、広大な地域あるいは海域です。東アジア、東南アジア、オーストラリア、ニュージーランド、そして東シナ海も南シナ海もミクロネシアも含まれます。この広大な地域・海域で自衛隊と米軍は共同作戦態勢をとる、つまり共同防衛をする。日米だけでなく韓国・オーストラリア・ASEAN 地域の国々との軍事協力をふまえてのこととしても、なかなか大変なことです。

すでに2012年の日米安保協議委員会で、グアムと北マリアナ諸島（具体的にはテニアン島）の米軍基地を日米で共同使用することが決まっています。テニアンについては今年度予算で訓練場設計費12億円が計上されています。

自衛隊が西太平洋を米軍と共同防衛する態勢がとられる。地図を見ていただければすぐ分かるように、この西太平洋地域・海域は、かつて日本が占領・統治した「大東亜共栄圏」と重なる地域・海域です。それから70年を経たいま、米軍はもちろん世界でトップの軍事力を持ち、海上自衛隊は米海軍に次ぐ実力を持つ部隊です。アジア・大洋州の人々が日米同盟に脅威を感じても当然ではないでしょうか。

この地域での日米共同作戦態勢を取るに当たっての基本文書は、米軍の「エアシーバトル構想」です。いくつもの関連文書がネットに上げられて誰でも読めるのは抑止力を期待してのことでしょう。中国軍の南シナ海・太平洋進出に



対抗するための戦略です。すでに中国軍はグアム・沖縄の米軍基地を攻撃できるミサイルを持っており、それらは移動式でどこからでも発射できますから、グアム・沖縄の米軍基地は中国軍の攻撃に対しては脆弱です。ですから米軍は有事にはいったんグアムや沖縄からは退避して、態勢を整えてから反撃する。その間、米軍基地を守るのは自衛隊の役目になります。もちろんこのような「構想」は現実的ではありませんし、エアシーバトル構想自体もいま揺れています。軍というものは万一に備えるのが役目です。相手も対抗して軍備を増強する。悪循環ですね。

もうひとつ、先ほど触れた「同盟調整メカニズム」の問題です。平時から緊急事態までここで協議する、情勢認識から政策・共同作戦計画までここで協議する、とはありますが、どのような組織にするのか、詳細は第3次ガイドラインには書いてありません。

1997年の新ガイドラインでは、平時の「包括的メカニズム」と必要に応じての「調整メカニズム」の設置が決められました。「包括的メカニズム」は自衛隊と米軍とが協議して共同作戦計画を作っていく3段階のシステムです。「関係省庁連絡会議」が連動します。有事には外務省・防衛省だけでなく国民動員にすべての省庁が協力するからです。

「調整メカニズム」のほうは実際に設置されたことはありませんが、東北大地震時の「トモダチ作戦」で、災害対策限定で設置されました。市ヶ谷・横田・仙台を結んで自衛隊と米軍の「調整」システム、共同指揮所が稼働して、ハワイから米太平洋軍司令官が来日して緊密な協議をしました。トモダチ作戦は有事の日米共同作戦の演習にもなったわけです。

この経験を総括・反省のうえで、日本に国家安全保障会議ができたことをふまえて、あらたに日米共同作戦準備・執行機関として同盟調整メカニズムが作られます。

このようなガイドラインの改定は、誰が準備したのか。言い出したのは日本側でした。2012年の民主党政権時代に、森本防衛相がパネッタ国防長官に提案したのが最初です。すぐ後に民主党政権は終わり、第2次安倍政権がこれを引き継いで悪のりして進めた結果、今回のガイドライン再改定となりました。

以上、ガイドラインの説明が長くなりました。少々難しい説明になりましたが、このガイドラインの内容を頭に入れておくと、いま国会に提出されている安保法制整備諸法案の問題点を理解するのにたいへん役立ちます。

ただし、誤解していただきたいところですが、米国は中国と戦うことを望んでいるわけでは決してありません。アジアの経済的繁栄に太平洋国家として参画するうえで、念のため軍事的対応の手も打っておきたい、というつもりでしょう。ですから第3次ガイドラインのどこにも、中国を名指しで敵視するような表現はないのです。

安保法制整備の主な法案

国際平和支援法（派兵恒久法）

一括法に含まれる主な改定法

自衛隊法

重要影響事態法（周辺事態法を改称）

船舶検査法

武力攻撃事態法

米軍行動関連措置法

特定公共施設利用法

海上輸送規制法

捕虜取扱法

国家安全保障会議設置法

3. 安保法制の整備は戦争への道

日米間の約束・ガイドラインと、日本の国内法・安保法制の関連はどうか。第3次ガイドライン第Ⅱ章に次のような記述があります。ガイドラインは「いずれの政府にも立法上、予算上、行政上又はその他の措置をとることを義務付けるものではなく……しかしながら……政策及び措置に適切な形で反映することが期待される」。義務ではないけれども関連法を成立させて国内体制をとることが米国から「期待」されているから、安倍政権は安保法制を整備するのです。しかも安倍首相は米国議会での演説で、今国会で法制整備をすると米国に約束しました。法律を作るのは国民の代表、国会です。政府が、あるいは首相が約束するようなことではありません。国会軽視・国民軽視もはなはだしい言動でした。

では、「平和安全法制」の名のもとにどのような法律を作ろうとしているのか。自衛隊湾岸派兵やイラク派兵の時のような特別措置法をいちいち作らなくても、いつでもどこでも自衛隊が送れるように「海外派兵恒久法」を新たに作ることがひとつ。長い名前ですが、「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」です。「等」が繰り返されているのは適用範囲を広げるためのいつもの手です。もうひとつは集団的自衛権を行使することをメインとした関連法、主なものだけでも10本をまとめて改正する「一括法」、これも長い名前ですが、「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」です。新旧対照表まで含めると全部で500頁にも達するという法案を、6月末までの国会会期を延長して、夏までには成立させたいと安倍自公政権は言っています。

なぜいまこのような大量の法律を成立させたいのか。これまで自衛隊が外国で戦争をするための法律がなかったからです。なかったのは当然、日本国憲法の平和主義をふまえれば、軍隊ではないことになっている自衛隊も、さすがに外国まで出かけて「武力行使」をすることができなかったからです。

膨大な分量の法律案をいちいち検討することは、できそうもありませんね。しかし昨年7月1日の閣議決定の前から自民・公明両党間で内容が協議されていたため、報道を通じて法案の中身はほぼ判明していました。この与党協議は回数だけは20回を越えて慎重な協議の末に公明党が「歯止め」をかけたように見せかけていますが、1回あたり1時間もかけない時もあり、政府から数十頁の資料をもとに説明を受けて自民がすぐ了承、ごく一部を公明党が持ち帰って検討、を繰り返し、最終的には異論なしで押し切ったものです。

以下、諸法案の主な問題点5点の指摘にとどめます。もちろんこれらが問題点のすべてではありません。

第1。日本が攻撃されていなくても戦争をするのか。答は昨年7月1日の閣議決定で決まった「武力行使の新3要件」の最初にあります。「我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること」。つまり日本が攻撃されていなくても、「密接な関係にある他国」が攻撃されれば自衛隊は「武力行使」をするのです。これが「集団的自衛権の行使」ですね。日本の領域内で、という縛りは

ありませんから、世界中どこでも、ということになります。この規定を法律に書き込むために、武力攻撃事態法（2003年に制定された、有事法制のひとつ）2条4項や自衛隊法が改正されようとしています。

第2. では誰が「我が国の存立が脅かされ」る危険があると判断して自衛隊海外派兵を決めるのか。国会の事前承認が義務づけられるように報道されていますが、違います。例外なく事前に国会承認が求められるのは、新たに制定される国際平和支援法に基づく海外派兵の場合だけです。周辺事態法を改名・改正する「重要影響事態法」に基づく海外派兵、PKO法による海外派兵、そして武力攻撃事態法に基づく海外派兵、すべて「原則」国会事前承認ですから、いくらかでも例外は認められます。

国会が決めずに誰が決めるかといえば、それは国家安全保障会議です。4人の閣僚、または9人の閣僚による会議ですが、「必要があると認めるときは、統合幕僚長その他の関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる」と、国家安全保障会議設置法第8条に決められています。限りなく自衛隊の判断が優先されるのではないのでしょうか。そして、例の「同盟調整メカニズム」が稼働するわけですから、米国の意向を聞かずに日本は自衛隊を海外派兵することはできません。

国家安全保障会議は非公開で議事録は作られません。特定機密保護法とセットになっていますから、内容を聞き出そうとすると犯罪になります。国民がよく分からないうちに海外派兵が決めます。

国家安全保障会議で自衛隊の判断を聞くうえで重要なことは、「文官統制」のシステムがなくなろうとしていることです。かつて日中戦争が軍部の暴走から始まったことの反省から、自衛隊は「文民統制」（英語ではシビリアン・コントロール）の縛りを受けてきました。自衛隊が勝手に行動できないように、国会・内閣・自衛隊内の三重のチェックを受けるシステムが「文民統制」、自衛隊内で背広組が制服組をチェックするシステムが「文官統制」です。

今回の安保法制の国会提出に先立って、3月20日に防衛省設置法改正案が国会に提出されています。そこには制服組の運用をチェックしていた背広組の「運用企画局」の権限を縮小する



ことが含まれているのです。戦前の軍部暴走の反省を忘れたのか、という疑問が当然、起こります。2月27日の記者会見で「いわゆる『文官統制』規定というのは戦前の軍部が独走した反省から防衛庁設置法ができた時に、先人の政治家達を作ったと考えられるかどうか」と聞かれた中谷防衛相は、「そういうふうには私は思いません」と答えました。

第3。戦闘地域には行かないのか。安倍首相はさかんに、現に戦闘が行われている地域に自衛隊が行くことはない、戦争をしに行くのではない、と強調します。しかし自衛隊が米軍等に対して行う「後方支援」はガイドライン正文の英語ではロジスティック・サポート、軍事用語では「兵站」です。前線と後方をつなぐ軍事行動であって、最前線とつながっていない兵站などあり得ない。当然、「後方支援」を行っている自衛隊は「敵」の攻撃対象になります。「戦闘地域には行かない」などという「限定」は無意味ではないでしょうか。

この「後方支援」のメニューはどのようなものか。「重要影響事態法」では「補給・輸送・修理及び整備・医療・通信・空港及び港湾業務・基地業務・宿泊・補完・施設の利用・訓練業務」の11項目、国際平和支援法ではさらに「建設」が加わって12項目です。これらの項目を見てすぐに分かるのは、米軍等支援を行うのは自衛隊員だけではなく、他の公務員や民間人を含むということです。

第5。武器使用から戦闘へと広がらないか。自衛隊の武器使用は国内では警察官と同じ「正当防衛・緊急避難」のみが基本ですが、「任務遂行」のための武器使用（「事態に応じ合理的に必要と判断される限度で」という、はなはだ曖昧な規定）もあります。また自衛隊は集団行動が基本ですから、個人個人の判断ではなく上官の命令で動きます。事実上部隊として武器使用をすれば当然、戦闘行為になるでしょう。

そして今回、武器防護のための武器使用を米軍等支援の場合にも適用しようとしています。「武器防護」というと、手にした銃を取られそうになったときなどと考えがちですが、軍艦も戦闘機も「武器」です。とりわけ米軍艦が攻撃されたときの自衛隊の共同対処を「武器防護」というのは、いかにも拡大解釈ではないでしょうか。

米軍の武器使用基準がどうなっているか、交戦規則（ROE）を見ますと、武器防護どころか部隊を守るための武器使用基準もあります。だいたい自衛権の解釈自体が米軍は独特で、先制攻撃まで自衛権の範囲内に含める傾向です。自衛隊と米軍の共同作戦を行うに当たっては、米軍の交戦規則に合わせようとするでしょう。

第6。自衛隊は外征軍になるのか。「専守防衛」という言葉だけは残りますが、限りなく外に攻めていく軍になろうとする姿勢が見えます。

そのために、自衛隊法に国外犯処罰規定を新設します。国内での活動の場合に限られていた命令違反処罰規定が国外での活動についても適用されます。いわゆる「敵前逃亡」行為など派遣地での命令違反は、さすがに旧軍のような死刑はありませんが、懲役または禁錮7年の犯罪行為になります。自衛隊法第119条、122条の改正です。

自衛隊法施行規則にある「サービスの宣誓」、これは自衛隊入隊時に全員が署名しなければならない宣誓文書ですが、以下が全文です。「私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治的活動に関与せず、強い責任感をもって専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もって国民の負託

にこたえることを誓います。」今後はこのような宣誓をした自衛官が、自分は「我が国の平和と独立を守る」ために自衛隊に入ったのだから、米国のための戦争には参加しない、そんな約束はしていない、と命令を拒否すると、処罰されることになるのでしょうか。

4. 戦死者を出さない日本をいつまでも

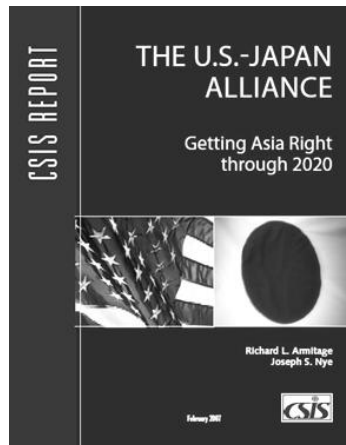
安倍政権の姿勢を見ますと、軍事優先、前のめりです。米国から「あまり中国を刺激するな」と言われても中国・北朝鮮敵視を隠さない。防衛省に「まだそんな能力はありません」と言われても米国には「やります」と約束してしまう。

ここには、外務省の対米従属・軍事優先の基本的態度があります。今年の『外交青書』を見ますと、第3章「国益と世界全体の利益を増進する外交」の最初の節が「安全保障に関する取組」であり、続いて「日米安全保障体制」「グローバルな安全保障」です。戦争論の古典中の古典、クラウゼビッツ『戦争論』でも、戦争は政治の延長であり一手段にすぎないはずでした。国と国との間で利害の不一致があるとき、話し合い解決が基本のはずであって、軍事を考えるのが先とは、いかにも邪道ではないでしょうか。

そして、自民党は憲法改正を射程に入れたことを隠そうともしません。4月28日、自民党憲法改正推進本部長の船田元氏は記者会見で次のように語りました。「改正したい項目はいっぱいあるんですけども、それを一遍に改正するというのではなくて、……何回かに分けて投票を行う、あるいは改正を行うという方式を採る。」「第1回目の憲法改正については、明確にそのタイミングを申し上げることはできませんが、私の希望としてはこれから2年以内に第1回目の憲法改正を実現したいと考えています。」

第1次安倍政権は国民投票法を成立させましたが憲法まるごと改正には失敗し、第2次安倍政権は初期に言っていた96条改憲を引っ込めました。今回の安保法制整備がなされれば日本国憲法第9条は風前の灯になりますが、消えるわけではありません。日本国憲法を全否定したい自民党は、緊急事態条項、環境権、財政規律条項、といったところから始めて「改憲慣れ」させたいので、憲法まるごと改正をしようとしています。公明党が「加憲」と言っているのを逆手に取った手法です。

安保法制整備の策動は、憲法まるごと改正への大道を開くという日本政財界の意向と、米国からの要請が重なる部分で行われているものです。



米国は、いつまでも世界覇権国ではいられないこと、世界は多極化に向かうことを強く自覚しています。まだ発展の可能性があるアジアに注目して、ここで国益を確保しようとしています。そのため同盟国である日本に応分の負担を、また肩代わりをさせようとしています。第3次ガイドラインは軍事協力についての約束ですが、「繁栄」についても「政策」についても冒頭から書かれていました。

第3次ガイドラインに先立って、より露骨な形で米国から日本への要請事項が連ねられているのが、「アーミテージ報告」です。米国の元国務副長官リチャード・アーミテージ（共和党）と、元国防次官のジョセフ・ナイ（民主党）をとりまとめ人とした文書で、これまでに3回出されています。

2000年の第1次報告には次のようがありました。「日本が集団的自衛権の行使を禁止していることは、同盟への協力を進める上での制約となっている」「我々は、米国と英国の間の特別な関係が、日米同盟のモデルになると考えている」。

2007年の第2次報告には次のようがありました。「自衛隊の海外派遣に関する恒久法に関する議論を歓迎する」「日本は人質解放に必要な専門知識を備えておくことも大事である」「日米両国の共同作戦司令部を設けるべきである」。

2012年の第3次報告には次のようがありました。「平時、緊張、危機、戦時といった安全保障上の段階を通じて、米軍と自衛隊の全面的な協力を」「イランがホルムズ海峡を封鎖する意図もしくは兆候を最初に言葉で示した際には、日本は単独で掃海艇を同海峡に派遣すべき」「グアム、北マリアナ諸島及びオーストラリア等での全面的な訓練機会を」。

いま安倍首相が強調していることは、みなアーミテージ報告に書いてあったのですね。

安倍自公政権が、そして日本の政財界が進めている安保法制整備は、米国への「自発的隷従」という言葉が適当かもしれません。この言葉は16世紀にフランスのエティエンヌ・ラ・ボエシ（『随想録』を書いたモンテーニュの友人でした）が使った言葉ですが、まだしばらくは米国に追従するのが利益になる、という日本の姿勢にふさわしいものです。これでは「日本を、取り戻す。」のはずいぶん先のことになりますね。

さて、いま戦争への道を絶つためには、第3次ガイドラインを撤回させ、安保法制を廃案にすることを目標として市民運動を強めるほかはありません。国会は小選挙区制のため民意を反映しない議席配分になっていますから、国会での論議を注目するだけでは何も変わりません。反原発、TPP反対、沖縄新基地反対、消費税増税反対、等々の運動と結ぶ「総がかり行動」で安倍政権を打倒すること、それが本当の「歯止め」です。

日清戦争が始まったのは1894年、それから1945年のアジア太平洋戦争敗戦まで、日本は52年間の戦争の時代を過ごしました。その反省のうえに、それから70年、日本は戦争で誰も死なず、誰も殺さずに過ごしてきました。このことの誇りを持ち続けたいと、切に思います。

図版 3頁：アイアンフィスト演習 5頁：大東亜共栄圏地図 6頁：安保法制整備の主な法案
8頁：イラクに派遣された自衛隊 10頁：アーミテージ報告表紙

主な資料の原文はインターネットの次のサイトで読めます

安保法制整備の諸法案：http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/menu.htm

(5月19日現在、未掲載 概要は5月19日付『しんぶん赤旗』『朝日新聞』など)

第3次ガイドライン正文(英語)

http://www.defense.gov/pubs/20150427_--_GUIDELINES_FOR_US-JAPAN_DEFENSE_COOPERATION_FINAL&CLEAN.pdf

第3次ガイドライン外務省仮訳：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000078187.pdf>

防衛計画の大綱：<http://www.cas.go.jp/jp/siryou/131217anzenhoshou/ndpg-j.pdf>

今年度防衛予算：<http://www.mod.go.jp/j/yosan/2015/yosan.pdf>

防衛大臣記者会見：<http://www.mod.go.jp/j/press/kisha/>

エアシーバトル構想：

<http://www.defense.gov/pubs/ASB-ConceptImplementation-Summary-May-2013.pdf>

トモダチ作戦の総括：<http://www.mod.go.jp/j/approach/defense/saigai/pdf/kyoukun.pdf>

第3次アーミテージ報告：

http://csis.org/files/publication/120810_Armitage_USJapanAlliance_Web.pdf

米軍の ROE：

http://www.difesa.it/smd/casd/im/issmi/corsi/corso_consigliere_giuridico/documents/52952_roehandbook.pdf

戦争させない・九条壊すな！総がかり行動：<http://sogakari.com/>